

法改正 情報	2026年度版 比較認識法®で覚える！ 社労士合格セレクト過去問題集 社会保険科目編
-------------------	-------------------------------------------------------

11878

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	134	⑥ 問題3 2～3行目	介護納付金並びに流行初期医療確保 拠出金等の納付	介護納付金、流行初期医療確保拠出 金等並びに子ども・子育て支援納付 金の納付
厚年	437	① 解答4 2～3行目	「 <u>2</u> 年」以内	「 <u>5</u> 年」以内
	441	② 解答3	解説文を下記の内容へ変更してください。 × 則78条の17,1項2号。本問の3号分割の請求は、原則として、離婚が 成立した日等の翌日から起算して5年を経過したときは、行うことができな い。この点は、合意分割と同様である。	
	458	選択肢	② <u>2</u> 年	② <u>5</u> 年
解答2 E		E ② <u>2</u> 年	E ② <u>5</u> 年	
社一	524	① 問題6 問題文	企業型年金を実施する事業主は、政 令で定めるところにより、年1回以 上、定期的に、企業型年金規約で定 める額（簡易企業型年金に係る事業 主掛金の額については、政令で定め る基準に従い企業型年金規約で定め る額）の掛金を拠出する。	企業型年金を実施する事業主は、政 令で定めるところにより、年1回以 上、定期的に、企業型年金規約で定 める額掛金を拠出する。

以 上

**法改正
情報**
**2026年度版 比較認識法®で覚える！
社労士合格セレクト過去問題集 社会保険科目編**

11878

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	12	問題 11 下から 2行目	に相当する額とを合算した額	に相当する額並びに当該事業年度に おいて行った子ども・子育て支援納 付金の納付に要した費用の額の12分 の1に相当する額を超えない範囲内 において当該年度における保険者の 子ども・子育て支援納付金の納付に 要する費用を勘案して厚生労働大臣 が内閣総理大臣と協議して定める額 に合算した額
	40	問題 2 2行目	診療所は、指定の日から	診療所は、 <u>原則として</u> 、指定の日か ら
	41	解答 2 3～4行 目	診療所を除く。)に限られている。	診療所及び <u>3年以内の期限を付して</u> 保険医療機関の指定をされている診 療所を除く。)に限られている。

以 上